

○ 鈴鹿工業高等専門学校広報室規則

〔 令和 4 年 4 月 1 日
規則 第 118 号 〕

最終改正 令和 7 年 2 月 5 日

鈴鹿工業高等専門学校広報室規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成 16 年規則第 2 号）第 2 条の 3 第 4 項の規定に基づき、広報室の業務運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する担当)

第 2 条 広報室は、業務を実施する組織として次の各号に掲げる担当を置く。

- (1) 入試広報担当
- (2) 企画・広報担当
- (3) 地域交流担当
- (4) 広報誌発行担当

(業 務)

第 3 条 広報室は、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 広報活動の基本方針に関すること。
- (2) 組織全体の運営等に係る広報に関すること。
- (3) 広報誌の編集発行等に関すること。
- (4) 各広報媒体の方針等の調整に関すること。
- (5) 学生募集に係る広報に関すること。
- (6) 地域交流及び地域貢献、公開講座等に関すること。
- (7) その他広報室の運営に関すること。

(室長及び副室長)

第 4 条 広報室に室長を置き、必要に応じて副室長を置くことができるものとし、それぞれ校長が指名する。

- 2 室長は、校長の命を受けて広報室の業務を掌理する。
- 3 副室長は、室長の業務を補佐する。

(室 員)

第5条 広報室に、次に掲げる教職員を置く。

- (1) 室長の指名する教員（特命教授を含む。）
- (2) 総務課長及び学生課長
- (3) 総務課長及び学生課長が指名する所属職員
- (4) その他校長が必要と指名した者

（雑 則）

第6条 この規則に定めるもののほか、広報室の運営その他必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年2月5日から施行する。